平成２２年（フ）第８７号
青森県上北郡野辺地町字中道10番地12
債務者　吉田万喜子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９１号
青森市大字大野字山下150番地25　矢野荘３号
債務者　村上　宏輔
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
青森県上北郡野辺地町字松ノ木103番地の５
債務者　木戸　　巧
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
青森市富田３丁目12番32号　コーポ浅田６号
債務者　田中　桂子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
青森県むつ市大字田名部字斗南岡29番地445
債務者　小山内史子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
秋田県能代市字田子向79番地
債務者　原田　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第５号
秋田県仙北郡美郷町畑屋字外館174番地
債務者　武藤　憲子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２１号
秋田県大仙市刈和野字愛宕下91番地３
債務者　伊藤美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２９３０号
神奈川県綾瀬市小園1232番地３　エステックハイツ海老名Ａ―105
債務者　芳野　茂晴
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９３１号
神奈川県綾瀬市小園1232番地３　エステックハイツ海老名Ａ―105
債務者　芳野　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８４号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目12番８号　ハイツエコー203
債務者　古川　雄二
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０７号
岡山県赤磐市山陽２丁目12番１号
債務者　三宅　　覺
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０８号
岡山県赤磐市山陽２丁目12番１号
債務者　三宅登美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０９号
岡山県赤磐市山陽２丁目12番１号
債務者　三宅　勝也
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１０号
岡山県赤磐市下市668番地３
債務者　里村　敏行
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部